

二復連第一二九六號

昭和二十二年九月二十三日

第二復員局連絡部長

終戦連絡中央事務局總務部長 殿

二復保有物件處理に關し CNFe へ申請の件

首題の件に關し別紙の通り CNFe へ申請の上總務的認可を受けらる如く收計はれ度い

別紙 日本文書

0991

(別紙)

二、確保保有物件の総合的處理に關する申請

一、關聯文書

- (A) 一九四七年三月十五日附 〇七〇 海軍第九三號
- (B) 一九四七年四月二十二日附 CNE/L11-3/33/Th (880)
- (U) 一九四七年六月二十三日附 CNE/L11-3/Th (80) (1358)
- (D) 一九四七年七月二日附 CNE/L11-3/Th (80) (1441)
- (E) 一九四七年八月十四日附 CNE/L11-3/Th (80) (1829)
- (F) 一九四七年九月二日附 CNE/S61-3/Th (80) (1984)
- (G) 一九四七年九月十日附 CNE/L11-4/Th (80) (2053)

第二、海軍局は關聯文書(A)を以て二、確保保有物件の全額解決を請ふ旨、司令部に報告した以後各物件の詳細を逐次提出して之が處理要領につき夫々許可申請を行つた。之等に對し司令部は關聯文書(B)乃至(G)の如く處理を與へられた。

0992

で既に修理材料に關する處理の件を殘す外は當面の物件處理に關する  
貴司令部及二復間の主要な案件は一應の段落を告げたものと認められ  
る

三 此の段階に進んで我々は物件處理に關する貴司令部の原則的方針を餘  
す所無く了解し得たと信する。即ち概要次の通りと判斷する次第であ  
る

(a) 造修材料は當分の間之を保管を續行せしめられる

(b) 舊車輛品の内連合軍の占領政策に必要なものは直接接收するか又は  
二復をして保管を續行せしめ臨時所要の指令に依り處理する。剩餘  
の物件は計畫の前提條件たる人員の算定に作業の終了豫定期日に  
付ては餘猶を見込み過ぎると認めらるか一應二復の補給計畫を承認す  
る

(c) 前(a)及(b)項の物件を除外し舊車輛品は差當り餘剩物件と認定して之  
を内務省へ移管し日本國內の需要に充當することを許すも、但し

之等の中には連合勅から日本政府へ返還物件として算定を要するものがあるから其の品種・数量表を各現地の軍政部へ其の都度報告すると共に無を貴司司令部へも提出せねばならぬ

(a) 終戦後の購買調達品は餘剰を生ずる毎に之を入手するのに關係した主務官廳へ移管して差支ない。但し實際の取扱に際し前各項と混同し問題を起す虞を避くる爲物件の性格に關し説明を加へて(9)理に準した連絡を連合軍各機關に爲すべきである

(6) 第二復員局は今後の情況變化並に新事態に對應する爲來る十一月十五日現在の食糧被服補給計畫並に物件氣錄を修製の表報告提出することを指令された

四以上の了解にして誤り無ければ(我々は誤りは無いと確信するけれども)今後二復保有物件の處理方針は極めて明確であつて事務は大に促進し得るものと確信する。而して關聯文書の各指令を綜合すると我々は食糧・第二種需品・燃料(潤滑油)・調度品及廢品(所謂七十年間

の海軍の「ゴミ」等は懸案ある處に之を國內處分を行ひ其の都度書  
指令に基く報告類を提出するを以て可であるが、其の他の物件即ち  
一種需品の第二次以降の放出分、掃海要具等の處分は今後共其の都度  
貴司令部へ申請の上認許を缺つて實行へ移すべきであるかとも了解さ  
れる。然るに貴司令部の要益せらるる物件の概況も略判明して居るこ  
とであり且第二後貴局の閉關も決して遠いことでは無いので我々とし  
ては現保有中の尨大な物件の處地は一日も早急に之を進め度い希望で  
ある。

此處に於て二復は特に貴司令部が回收又は保管を命せらるへしと推定  
される物件以外は原則的に之を日本側の所定機關に移管の上御指令の  
報告を爲して差支ないこと願ふ方針を貴司令部に於て御確認せられ更  
て總括的指令を賜はらんことを希望する。

0995

一九四七年九月二十四日（二六、一〇〇〇接受）

書 番号 COME/L 11-3/Th (80) 第二一九〇號

發 米坂東海軍部隊指揮官代理參謀長 N. W. Baird

宛 第二復員局

（經由 東京終戰連絡中央事務局）

第二復員局保管物件の處理について

関連文書 (a) 同一首題に関する一九四七年八月二十八日附 O. L. O 書翰第七

四一號 (P. D.)

(b) 同一首題に関する一九四七年四月二十二日附 COME/L 書翰第

八八〇號

一、関連文書 (b) は余剩物件の内務省移管につき第二復員局に與へた總括的

承認の方針を示してゐる。

二、関連文書 (b) は物件移管に對する認可を與へ且つ提出すべき報告を列舉

して居るので、関連文書 (a) の様な書翰を提出するには及ばぬ。

(終)

0996

一九四七年十月四日

一 B O A P E N 一七九一

發 柳 藤 樹 高 橋 揮 官 代 埋 向 級 創 自 國 軍 中 佐 日 本 陸 軍 少 將

宛 日 本 政 府

經 由 郵 遞 通 絡 中 央 學 務 局

主 題 員 員 構 構 改 組 の 件

一 日本政府は第一學員局一兵の業務統制下にある留守業務部役員連絡  
事務所及其の支部等總ての地方機關を含む一を其の留學生省の管轄  
下及統制下に移管し右移管は一九四七年十月十五日又は其の以前に  
完了する様指令する

右移管が完了するまで學生省は第一學員局の運営及第一學員局が現在  
實施して居るすべての業務の責任を担ふものとする  
右移管後は留學生は日本政府宛在の報告に規定された職員計数及処理

0997

方法に従つて引續き實施すること

AG 三八八、二、四五年十月十日、D O B の首題「日本軍隊の復員」

目一

AG 三八八、三、四六年六月一日、D S O (S O A P E N 九三)

首題「復員の設立」

AG 〇九一、一本四七年一月二四日、D B (S O A P E N 一四八

三、首題「復員局の人員縮減」

本移管實施に際して日本政府は復員局の使用し又は割當て

られてゐる人員記録會計其他事項を學生省に地方機關は學生省の業

務統制下に移管することを許可する

人員の移管に關しては聯合國最高指揮官現存指令指示に依り既に要

求せられてゐる以外に追加的審査又は更に S O A P E N 五〇號の

適用を要するものは解釋されない

二、日本政府は更に現在復員、引揚げ、戦争又は日本軍隊に勤務又は重



日本軍の組織に何等かの形式で關係した人員に關する事項の調査に  
従事し又は其の責任を有する日本政府の總ての機關

機關の組織、人員、機能及活動方法を完全に且廣汎に研究調査し一

九四八年一月一日迄に分離し、いる役員機關（複數）を完全に廢止  
し又役員非軍事化に關係している總ての殘存機關を漸次能率的に日  
本政府の永久的行政機構に吸收する詳細なる計畫を聯合國最高指揮  
官に提出し許可を受くる様指令する

右計畫は聯合國最高指揮官の最終許可書が出される迄は決して實施  
に移してはならぬ但石提出期日後四ヶ月以内に右の廢止及吸收を實  
施（イニシエイト）する様に按置すること

右の計畫は役員職非軍事化に關する聯合國最高指揮官の現存する指  
令及指示の繼續的且能率的な遂行を確實にすること

右計畫には爾後S O A P I N 五五〇號の規定の適用を受けた人員に  
依り非軍事化復舊を實施する機關の方針に關する統制を規定し、

0999

A P I N 五五〇號の適用を受ける殘存舊士官に其の留任許可が最高指揮官より特に各個人々に就いて出されなかつた者を速に除名することを確實にすること

日本政府は聯合國最高指揮官より別に指令されない限り一九四八年一月一日迄第二復員局を完全に廢止する條與に指令する

第二復員局の播海及其他の作業の責任は米極東海軍部隊指揮官の直接監督統制の下に右時期迄繼續せられる

必要なる殘存任務及人員は右時期又は其以前に厚生省又は聯合國最高指揮官の指定する他の機關の管轄下に移され且其の責任の一部となる但し聯合國最高指揮官の許可する任務及人員のみが移管されるものとする

復員機關と聯合軍の主として復員機關の作業に關係している機關との直接連絡は繼續し本指令に於ける如何なる事項も斯る現存する直接連絡關係を廢止するものと解釋しないこと

其本指令に記載されている如何なる事項も日本政府が最高指揮官の指令及指示、特に復員、引揚げ、非軍事化、掃海及其他關係作業の引續き順調なる運営に關する指令及指示を實施する責任遂行を何等遲滞し又は阻止することを認めらるゝものゝ解釋されるものでないと言ふことを特に注意する

本覺書に記載してある如何なる事項も第一復員局がS.C.A.P.I.N.五五〇號の規定條件の下に特に據の聯合國最高指揮官の許可なしに現在勤務して居らぬ人員を留任せしめ又は採用する事を認めらるゝものゝ解釋しないこと

六、日本政府は更に一九四七年十月十五日又は其の以前に第一復員局及關係機關の本指令に基き厚生省に移管實施の爲計畫する措置を報告する様指令す但し之れが計畫に關し據の聯合國最高指揮官の承認を得るを要しない

本指令に關する質問は終戦連絡中央事務局を通じ書類を以てのり

高麗最良指揮官に提出の書

1002

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

昭和二十二年十一月十二日附

發 O O M N a V F ● 代表表 F ● H ● ラレイ

局長

發 駐地方復興局長へ第二復員聯一

庶務主任

22.11.18

総務部長

進駐車庫局ニ對スル日本海軍物件引渡ノ件

別紙右物件リスト

庶務課長

課長

- 一、現在第二復員聯ノ剩余物件ニシテ且掃海作業ニ必要トセサル物件ヲ中國軍政部司令官へ同部指定ノ進駐車庫局使用ノタメ引渡スコトヲ許可ス
- 二、賣方ハ右物件ル賣方所有リストヨリ除去シ進駐車庫へ引渡セルコトヲ悉シ
- 三、右物件ニ對スル受取證ヲ中國軍政部ヨリ得ラレタシ
- 三、中國軍政部ハ「敵國施設目錄」中ニ右物件ノ用途ヲ「進駐車庫使用」ヲ示ス
- 四、本件ハ進駐車庫宛殘存物件最後ノ配分ナリ

部員

為送付先  
O O M N a V F ●  
中國軍政部

(終)

各地を復原する

二復編第三六五號

昭和二十二年十一月二十四日

各地方復員局長殿

廢務主任

22.11.24

第二復員局總務課長

補入員、女試区、  
下坪、海野、中山、  
遠野、長、法、本、  
沼、母、守、長

興復  
22.11.24

12-5  
1004

務部長

務課長

課長

あ

第二復員局廢止の際に於ける第二復員局へ地方復員局を移すに保有物件の處置に關する件通知  
首題に關して第二復員局打合に於ては別紙第一打合覺の通りの結論を得たのでCOM・NAV・F。主務者の原則的理解を求めた今後更に具體的の數値を提示の上COM・NAV・F。の正式承認を受けるよう事務を進めて居る

部  
負

尙別紙第二海長總第六〇九號海管新築誘引機要領第圖施設資料の四項に就ては前記の結論により處置することとなることを豫め了知されたい同五項海上保安用に必要なる資料は第二復員局から内務省に移管する資料の内

多  
カ  
三

ら優先的に配分を受け得るよう斡旋することをしたい

(別紙二添)

(巻)

1005

第二復員局の業務に於ける二復保有物件の  
管理に關する打合せの要

三三一一一九

一、運輸省臨時掃海管轄部（假稱）で補給造修上必要とする物件については  
二復廠止前に運輸省に保管轉換を完了して置いて同部に出される  
によつて供給業務を遂行させる

尙運輸省に保管轉換する物件数量は明二十三年末迄の補給造修に必要を  
數量とする但し掃海に特有の物件に關しては二十四年度を目途として保  
管轉換すべし物件數量を決める

二、第二復員局が廢止される迄に艦力物件整理を完了する如く促進するか尙  
内務省及び運輸省に保管轉換を了し得ないで残つた物件は其の儘厚生  
省に移管する

三、右物件は特別厚生省第二復員局（假稱）に出納命令官及び會計官更を置  
いて整理する



(註) 整理とは出た左の事項を謂ふ

イ、物件を整理勘案して不要のものを内務省に保管移換すること

ロ、帳簿外物件を元受整理すること

ハ、事務上必要な物品の供給業務を遂行すること

(説明)

〔第一復員局保有物件で本署物件は餘費整理の上内務省に保管移換のことに盡力して居るか二復員局止まてに尚整理が完了しないものか残ることを豫想されるのでその整理方法を豫め制定して置く必要がある

〔これも物件を適正に整理するためには出納命令官及び会計官吏を置く必要がある内局は出納命令官や会計官吏を置くことは従來の慣例も少いことであるが今次の移管は連合軍指令に基いて獨立した残務整理機關を置かないで厚生省第二復員局でこれを行はねばならぬことに因る特種體を各方面に認識させた上豫め手を打つて置く必要がある

〔特にこれら物件を第二復員局繼承機關に於て整理する必要があるものなほ物件が特殊物件又は之に類する物件であつて特別に整理の必要があるからである

(終)

別紙  
ア

濠長總第六〇九號

昭和二十二年十一月七日

第二復員局總務部長殿

總務長

第二復員局解体に伴う移管措置について  
右について、當總局・地方局部長に對し別紙のように編達し、移管準備  
につき遺憾なきを期せしめたるを以て了知願いたい

掃海管船業務引継要領 (三六一、五海運總局)

第一 方針

- 一 指令第五項に控制しないやう事務能率の混亂及び低下を防止するため人員及び組織を現状に即し引継ぎ將來事務縮少に應じ逐次遞減する。
- 二 本業務遂行に必要な補給、電信、經理等に關する事務の移管を受けこれに必要な資材、物品、調度、施設、舟艇、倉庫、建物、豫算等を現状に即し引継ぐものとする。

第二 機構

- 一 海運總局に臨時掃海管船部を設け總務、管船、掃海、補給、電信の五課を置く。

二 地方海運局に臨時掃海管船課を設けこれを在の地に置く。

掃海管船部(關東)、佐世保、門司(九州)、大板、舞鶴、(近畿)、  
徳山(中國)

三右は海上保安廳設定せられたときは同廳に屬せしめる。

### 第三 人員

一公職適格者以外のものも現に本業務に従事中のものはそのまま引繼

二引繼豫定人員及びひ氏名表は別表の通とする。

### 第四 施設資料

一事務所は現に従事中の場所を、舟艇・調度・自動車・備品等は現に使用中のものを引繼ぐ。

二豫算は二十二年度分の殘額中本業務に相當するものを引繼ぐ。

三現所用中の電信は全部引繼ぐ。

掃海は少くとも二年、管船は少くとも一年とする。

(註)その他の資料は内務省に移管するかその中海運・船舶・港

港灣に必要なものは船舶公園、船用品置所、地方海運局等に移管を受ける。

海上保安用の補給も臨時官船補給所で擔當することとし、之に必要な資材も引續くものとする。

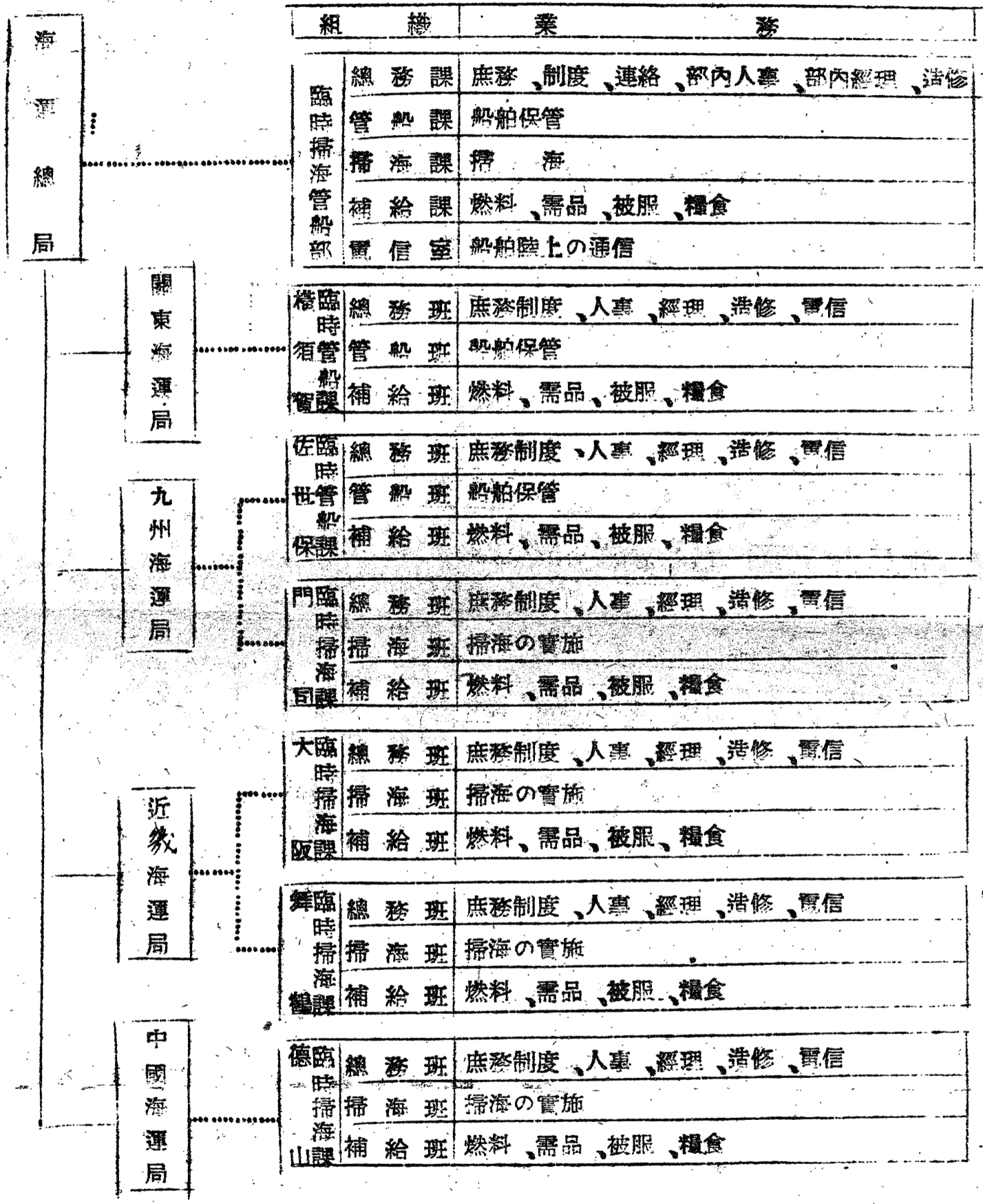
#### 第五 指 指

一 本要綱についてコムナムアイ、二俣、終邊、内務省、厚生省、大蔵省等の承認をうけ又は連絡する。

二 本要綱は實施可能のものより逐次實施し本年一月一日に全部引續を終るようにする。

三 十一月中に地方海運局、各地保員同等の必要なる地方廳の主任會議を行ひ又は現地に出張し主旨の徹底を圖り業務能率低下を防止する。

運輸省海運總局の業務継承機構



別表 引揚隊定人員

區別	人員	備考
運輸省海運總局 (臨時播海管船部)	一六二	
關東海運局(横須賀臨時管船課)	三三〇	
近畿海運局(大阪臨時播海課)	二八二	
(舞鶴臨時播海課)	八八〇	
中國海運局(徳山臨時播海課)	一八四	
(佐世保臨時管船課)	四五六	
九州海運局(門司臨時播海課)	九五四	
計	三、四四八	上記の外現地連絡機構を置く結果四〇人増置の豫定

昭和二十一年十一月二十日

復員局長 矢野 章

局長 末永 術 殿

萬歳館返還について

上月十八日自民總官方のおきにより依りて多句借用中の萬歳館は本年末限り  
返還の御要求があるが当句とては明年一月一杯は残務整理のため外來者の  
出入りを受けず一月末迄は是非借用願ひたい  
尚多句は明年一月より厚生省に移管とすまふが其際同館と厚生省に引継ぐ  
か如き事は絶対にはありません

270

(控)



號 外

昭和二十二年十一月二十八日

各 郵 長 殿

吳地方復員局總務部長

入  
祥

1015

十二月三日（水）〇九〇〇より物件處理委員會を開催されます

(終)

郵 員  
324

各 郵 長

廣 務 部 長

8

22.11.28



吳復第七一六號

昭和二十二年十二月三十一日

廣島財務局 徳山出張所 長殿

吳地方復興局長

國有財産一時使用について

昭和二十二年十二月二十六日徳財第二三〇號で御照會の徳山舊軍入庫  
屬住宅（八四・一坪）は國第二五六一號で下關掃海部に一時使用許可  
になつていましたが今回徳山掃海支部が創設せられ下關掃海部管下よ  
り離れて二十三年一月から中國海運局吳掃海部管下に入る事になりま  
したので一時使用に關しては此の際中國海運局吳掃海部へ引継ぎ許可  
の寫に御取計いを得たい  
何れ中國海運局よりも照會あるものと思ふ

寫送付先

廣島財務局、下關會社出張所

吳會社出張所、下關掃海部

（終）

吳復第一六號

昭和三十三年一月二十日

吳市 展 殿

吳地方復員殘務處理部長



萬歲館返還の件

萬歲館は像てから市の要求がありましたので一月末、を以て之を返還致し  
ます但し同館には別紙の如き従業員が居住して居り又食器、腰具、その他  
要具多量にあり（所有者目次武洲）之を其の儘市に於て使用せらるゝを好  
都合と考へられますので宜しく御願ひ致します

（別紙添）

（終）

1017

水交社使用員

烹炊長

目次

武

洲

月收

一名  
〇〇圓

給

仕

从

二

名

三名  
〇〇圓

雜

夫

男

一

名

合計三七〇〇圓

(現在俸給として支給中)

(号復)

号復 第三五号 / 五二

昭和二十二年十二月三十日

豊地方復興局長

推島縣知事殿

糧食品保管轉換の件照會

十二月二十三日附復二第九三二號（爲實縣送付抄）を以つて第二復員局  
長よりの訓令に依る首題の件は別紙の通寶附したいから至急受命の點に  
細手配を和たい。

追而引取件、受領月日等決定次第豊地方復員局補給部長に連絡方可然  
後郵筒相付したい。

(別紙添)

(終)

(美濃野紙乙)

1019

海軍

別紙

(英 算 計 紙 Ⅱ)

糧食品保管轉換明細表			
品名	差	數量	内 訳
乾物	陸	5,228,000	$\left. \begin{array}{l} 7 \times 7 \times 16 \\ " 10 \times 5 \\ " 14 \times 3 \end{array} \right\} = 182^k$ $\left. \begin{array}{l} 4 \times 2 \times 6 \times 6 = 36^k \\ 4 \times 2 \times 6 \times 15 = 72^k \\ 15 \times 8 \times 10 = 120^k \end{array} \right\}$ $\left. \begin{array}{l} 12 \times 33 \\ " 20 \times 74 \\ " 15 \times 108 \end{array} \right\} 3496^k$ 昆布 $19^k \times 14 = 238^k$ 端 $1^k$
乾燥醬油	"	1,500,000	粉醬油 $18^k \times 83 = 1494^k$ $1^k \times 4 = 6^k$
紅茶	"	576,950	$8^k \times 72 = 576^k$ 950 <sup>g</sup>
コヒー	"	2,090,000	$9^k \times 50 = 450^k$ $12^k \times 133 = 1596^k$ $9^k \times 2 = 18^k$
無糖果精	立	589,680	$\left. \begin{array}{l} 14 \times 15 \times 20 \times 33 \\ " 0.230 \times 15 \end{array} \right\} = 508^k 410$ $\left. \begin{array}{l} 15 \times 2 \times 12 \times 4 = 60 \times 480 \\ " 0.230 \times 12 = 72 \times 560 \end{array} \right\}$ $12 \times 4 \times 0.230 \times 2 = 132 \times 230$
可溶性香料	陸	672,750	$\left. \begin{array}{l} 4 \times 19 - 25^k \times 5 \\ " 500^g \times 20 \\ " 13^k \times 2 \\ " 550^g \times 18 \end{array} \right\} = 171^k 3$ $\left. \begin{array}{l} 2 \times 12 \times 17 \\ " 500^g \times 2 \\ " 12^k \times 17 \\ " 500^g \times 5 \end{array} \right\} = 88^k 5$ $\left. \begin{array}{l} 12^k \times 5 \times 4 \\ " 500^g \times 22 \end{array} \right\} = 61^k$ $\left. \begin{array}{l} " 13^k \times 5 \\ " 550^g \times 19 \end{array} \right\} 291^k 45$ $\left. \begin{array}{l} 13^k \times 2 \times 1 \\ " 550^g \times 13 \end{array} \right\} = 20^k 35$ $\left. \begin{array}{l} 13^k \times 2 \times 3 \\ " 14 \times 550^g \end{array} \right\} = 40^k 15$

1020

換 算

差戻

學復第三七五號ノ五三

昭和二十二年十二月二十九日

吳地方復員局長

東京食品株式會社 御中

糧食品拂下の件照會

今般第二復員局經訓令(十二月二十九日附復二第一〇二四號)に依り別紙の通り貴社へ拂下のこと、なつたから至急引取のことに御手配を待た  
い。

追而拂下價格は東京へ輸送の上農林省物價廳にて品質査定せらるゝ豫定に付御参考までに通知する。

(別紙添)

(終)

海軍

別紙

糧食品拂下明細表

品名	單位	數量	廠	內	詳
乾燥野菜	匁	一、〇〇〇〇〇〇	馬令二七匁 × 三三三三	一〇〇七	一匁
			四五匁 × 二二	九〇	匁
			法蓮草三五匁 × 六二	八五	匁
			無別	二匁	
茶	匁	一、〇〇〇〇〇〇	歐榨茶二〇匁 × 五〇	一、〇〇〇	匁

(註) 現品は吳市海岸通二丁目吳地方復員局補給部糧食倉庫にあり。

(表裏紙乙)

海軍





吳復

吳復第三七五號ノ五一

昭和二十二年十二月十五日

吳地方復員局長

廣島縣知事殿

掃海要具（鋼索類を除く）保管轉換の件照會

十二月十日附復二第八七二號に依る第二復員局長訓令首題の件別紙明細書通り實施致し度から至急受領のことに御手配を得たい

追て受領日決定次第吳地方復員局補給部長に連絡方可然取計を得たい

別紙添

（終）

（英訳野紙乙）

海軍



復二第八七二號

昭和二十二年十二月十日

第二復員局長

横須賀、吳、各地方復員局長殿  
佐世保、舞鶴

掃海要具（鋼索類を除く）保管轉換の件訓令

首題の件左記に依り處理せよ

記

(一) 保管轉換元及保管轉換先

品別紙	種類數量	復員局名	保管轉換元	保管轉換先	記
第一	横須賀地方復員局	同上補給部	神奈川縣廳	引渡要領等は内ム省より各府縣知事宛の通牒（調査局一發第二一五二號に續示せられた通りである	
二	吳	廣島縣廳			
三	佐世保	長崎			
四	舞鶴	京都府廳			

海軍

(美濃野紙)

二、本品は特殊物件である

寫送付先

内務省調査局長

京都府知事、神奈川、廣島、長崎各縣知事

横須賀、吳、佐世保、舞鶴各地方復員局補給部長

同

同

經理部長

(終)

(英波野紙乙)

海軍

吳地方復員局補給部より廣島縣廳へ移管すべく掃海要具の品種數量

品名	數稱	數	量	割當配分先	記	事
二號發火電線	條	一	一			
陸上布覆電線	個	二六	一			
測深儀一型	個	一	一			
テークル軌道用	・	一	一			
揚收用	・	一	一			
移動用	・	二	二			
各種浮標	・	三三	三三			
油壓張力計	・	一	一			
自記	・	一	一			
張力計	・	一	一			
壓力計	・	一〇	一〇			

農林省水産局

(英波野紙乙)

海軍

海軍

滑 鏈	轉 換 附 鐵 架	發 火 器	五 〇 疋 錘 量	鐵 架 ( 大 小 )	索 止 ( 大 小 )	(註) 右物件は全部準特殊物件である
個	.	.	.	.	.	
二	六〇	一	三〇	一八〇	一〇〇	
農林省水産局						
(終)						

(英漢野紙乙)



昭復

吳復第三七五號ノ五〇

昭和二十二年十二月十五日

吳地方復員局長

廣島縣知事殿

掃海要具鋼線索保管轉換の件照會

十二月十日附復二第八七一號に依る第二復員局長訓令首題の件別紙明細の通實施致したいから至急受領の事に御手配を得たい

追て受領月日決定次第吳地方復員局補給部長に連絡方可然取計を得たい

別紙添

(終)

(美濃野紙乙)

海軍

復二第八七一號

昭和二十二年十二月十日

第二復員局長

横須賀、吳、  
佐世保、舞鶴 地方復員局長殿

掃海要具鋤線索保管轉換の件訓令

首題の件左記に依り處理せよ

記

(一) 保管轉換元及保管轉換先

品種數量 (別紙)	復員局名	保管轉換元	保管轉換先	記
第一	横須賀 地方復員局	同上補給部	神奈川縣廳	配分先及引渡先は内々省より各府縣知事宛の通牒(調査局一機第二一五八號)に指示せられた通である
二	吳	・	廣島縣廳	
三	佐世保	・	長崎縣廳	
四	舞鶴	・	京都府廳	

事

(英訳野紙乙)

海軍

(二)本品は特殊物件である

寫送付先

内務省調査局長

京都府知事、神奈川、廣島、長崎各縣知事

横須賀、吳、佐世保、舞鶴各地方復興局補給部長

同

同

総務部長

(終)

(美濃野紙乙)

海軍



吳地方復員局補給部から廣島縣廳へ保管轉換すべき鋼索數量

品名	種別	長さ(米)	條數	計長さ(米)	計條數	配	事
海底掃海具鋼索	三六耗鋼索	一〇〇	三八〇	三八〇〇〇			
袖索	一〇耗鋼索	二	七六〇	七六〇	四六、七六〇		海底掃海具
頭索	二二一四耗	一〇	三八〇	三八〇〇			三八組分
底索	一八一三耗	一〇	三八〇	三八〇〇			
浮標				(二、六六〇)(二、六六〇)			
柔軟鋼線索	一〇一三耗鋼索	二〇〇	二七	五、四〇〇	六、七〇〇		
掃海索	一三耗	五〇	三〇	一、五〇〇			
柔軟鋼線索	三〇耗特殊鋼索	二〇〇	八	一、六〇〇			
	三〇耗	二〇〇	四	八〇〇			
	四〇耗	二〇〇	九	一、八〇〇	九、六〇〇		
合計				三、三六〇	(三、六六〇)		

海軍

(英波野紙乙)

海軍

	乗	軟	鋼	線	索				
	60			50	消耗	鋼	索		
	300			200					
	3			2					
	600			480					
	合計		9600 米						
	總合計		61860 米						
			( 手帳 )						
			註 右鋼索は全部掃海器具で準特殊物件である						
			( 終 )						

( 英波野紙乙 )



呉復補第五辨ノ七九

昭和二十三年十二月二十八日

呉地方復員局補給部長

下關 掃海部長 殿

徳山 兼 地 長 殿

掃海要員(掃海部及掃海基地に所在のもの)保轉の件依頼

十二月二十七日附復二第一〇〇二辨第二復員局長訓令に依り別紙の題責部保管の首尾物件山口縣に保管轉換の設令があつたから貴部(兼)で縣に現品を保管の上備後書(縣知事)三邊制換付の事に御取計を希たし、

別 紙 添

( 封 )

高松付先 山口縣 廳

(英波野紙乙)

1033

海 軍

復二第一〇〇二號

昭和二十二年十二月二十七日

第二復員局長

吳、大阪各地方復員局長 殿

備海委員(備海部及備海基地に所在のもの) 保管轉換の件訓令

首題の件対応により、處理せよ。

記

保管轉換元及保管轉換先

復員局	保管轉換元	物件所在地	保管轉換先	記事
吳地方復員局	吳地方復員局補給部	下關備海部	九州海運局	
大阪地方復員局	大阪地方復員局補給部	備山航統基地	中國・	
		池田由良補給基地	近畿・	

(一) 品名及數量は別紙の通りである

(英訳野紙乙)

（二）現品は特殊物件及購買品である

高松付先

海運總局長官

内務省調査局長

九州中國近畿各海運局長

兵、大阪各地方海軍局補給部長

下關海軍部長、徳山海軍部長

徳島海軍補給部長

（終）

（英訳野紙乙）

海軍

五式掃海艇	掃海艇	個	五〇五	五九六	六九六	
浮標機	浮標機	個	一、八八九	二、一八一	三、四一八	
曳航索	曳航索	個	六五四	五二六	〇	
離機附機架(内)	離機附機架(内)	個	五九九	八二五	〇	
(外)	(外)	個	〇		〇	
(内)	(内)	個	一、四四九	一、四四五	〇	
(外)	(外)	個	一、四〇〇	一、四二四	〇	
曳止角機	曳止角機	個	一、四〇〇	〇	〇	
曳機	曳機	個	五〇五	〇	〇	
二重艇浮標	二重艇浮標	個	四二八	六六	二九六	
曳止機	曳止機	個		二九五	三、四四一	
各種掃海艇						

海軍

(英漢辭紙乙)

電燈器具	曳籠	曳籠	沈降機	二丈掃海具 沈降機	(小)	轉換附機	(小)	鐵架(大)	(大)	洋銀箱	尾索	小掃海具掃海索
個	・	・	條	・	・	・	・	個	・	・	・	條
一一〇	一一〇	一一三	一一三	一六	六〇	二七	七四八	五八五	七二八	二三八	一四八	六〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二七五	〇	〇	九七
〇	〇	〇	〇	〇	〇	八〇	〇	〇	二〇〇	〇	〇	一三三

海軍

(英浪野紙乙)

•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•

(英訳野紙乙)

海軍



救急用品	六〇疋	一〇〇疋	一五疋	一〇疋	奥 索 止	附 屬 金 物	接 續 機 具	對 艦 砲 大 砲 海 軍 索 具	索	連 軸 索	掃 海 索 (カーブ)	・ (マ号機)
・	・	・	・	・	・	・	個	・	・	・	・	個
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一四四	一〇九	三六	四	〇	三三	八	三六	三三	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	三六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

海  
軍

(英訳野紙乙)

別紙

運輸省へ保管轉換を要すべし海軍用具の品種数表(三十三、三十一現在)

一、磁気掃海具

品名	数量	数		備
		下關掃海部	紀伊山崎 船給基地	
五式掃海具掃海電線	條	四六	一五	〇
補強索(鋼)	・	二五五	二〇〇	五五〇
・	・	四五三	四七二	
曳索(鋼)	・	四六七	四〇七	
・	・	四七七	四三五	一九六六
・	・	八一	八八	
禁止索(鋼)	・	五三七	四〇七	
・	・	四九七	五九五	七六〇
轉換附鏡	個	三八四	四四〇	〇

(英訳野紙乙)

海軍

五式掃雷機附鐵架(小)	個	九〇〇	三九六五	〇	
鐵架(大)	個	四六〇〇	四八八八	〇	
・	・	三三〇〇	一三、四四三	一、〇〇〇	
・ 梁度索(燭)	個	二五五九	八七〇〇	九〇〇	
・	・	九〇五	三、一五三	九〇〇	
電線提揚具(↑)	個	二、七〇〇	三、三六四	三〇八六	
一〇〇〇疋浮標	・	二四六	二	二九九	
六〇〇疋浮標	・	一、三六三	七三一	七九五	
二五疋	・	三〇三	三一九	〇	
電線保護筒	・	〇	三三〇	一五〇	
三式掃雷具磁針	本	一、〇〇〇	四九一一	四三三〇	
・ 掃雷索	條	一、四六〇	一、五六一	一、〇七一	
・ 磁針用下索	・	二、七九一	二、一七五	八三二五	

海軍

(英海軍紙乙)

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
三〇年四月 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部	柳駐機	袖索	三ツ目飯	導滑車	四ツ目飯	蠶索	沈降機索	單艦式大掃海具 沈降機	索	浮標用鐵環	揚收索	授受用浮標
・	個	條	・	・	個	・	條	個	條	個	條	個
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三	四	六	三一	四	七	七	七	二六	三三	二九八	一〇	五六
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

海軍

(英訳野紙乙)

海軍

抵抗機	剛敏試験機	電磁針管磁筒	磁カ測定機	抵抗機	電磁装置磁化筒	主要具及補助品	切替滑車	磁	片製	六〇疋浮標兩具	深度索
・	・	・	・	・	個		・	・	・	個	條
六	六		二七	三五	五一		〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇		八	一七	三一		六	一〇〇	一〇	一〇	二〇
〇	〇	三三	一四				〇	〇	〇	〇	〇

上英浪野紙乙

三 杆 分 度 器	大 分 儀	距 離 概 測 鏡	發 火 器	電 路 轉 換 器	油 壓 器	自 記 張 力 計	測 深 器 要 具 籠	外 籠	測 深 器	信 管 導 通 器	導 通 器	總 線 試 驗 器
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	個
四 三	四 九	五 三	一 一	一 一 〇	一 四	七	六	九	九	三	二	三
〇	〇	〇	六	五 四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	三
〇	〇	〇	〇	五 六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四	三
~~~~~												

海  
軍

(英漢野紙乙)

線切	折ス	補修材料格納筐	五式掃海具 補修要具筐	九〇式方位罫	定規	デバイダ	秒時計	一二機	八機	六機	七倍	双眼鏡六倍
・	・	・	・	個	組	・	・	・	・	・	・	個
〇	〇	一五	四	二	三七	三〇	二七	五	三九	二〇	四九	一
三〇	三〇	三	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
												船艦搭載のものを含む

海軍

送還記録乙

1045

白 蠟 燭	蠟 燭 付 燭	ス キ ー 蠟	ゴ ム 帶	金 剛 砂 布	ゴ ム 燭	キ ャ ン プ タ イ ビ ン ゴ ム テ ー プ	絶 縁 ゴ ム 板	絶 縁 生 ゴ ム テ ー プ	キ ャ ン プ タ イ ビ ン ゴ ム テ ー プ	硫 化 用 生 ゴ ム	艦 外 電 路 用 電 線
此	・	・	個	枚	個	・	・	・	・	・	米
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一五	一五	二〇	一〇〇	一五〇	一〇〇	一〇	一〇〇	三三五	三〇〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一六	一〇〇〇

海  
軍

(英渡野紙乙)



二號 發火 電線	ベ ス ト	ハ ン ダ	綿 布	帆 布	ス バ エ ロ ー ン	パ ラ フ イ ン 蠟	・ 生 ゴ ム テ ー プ 貼	・ 火 床	硫 化 用 銅	五 式 掃 海 具 補 用 品 筐	硫 化 用 電 熱 燈	電 氣 機 付 鍋
條	・	灶	反	米	・	・	貼	・	・	・	・	備
三〇	三	二〇	三〇	三〇	一五〇	六〇	八〇〇	一	三	一	一	二
二八四	〇	〇	〇	〇	〇	八〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

海  
軍

(美濃野紙乙)

・	・	竹竿用鐵	・	・	・	・	・	鐵	四設標材料	電路副樂器	電路補修要具	精密オーム計
二〇疋	一〇疋	五疋	二五疋	三〇疋	五〇疋	二五〇疋	三五〇疋	五〇〇疋				
・	・	・	・	・	・	・	・	個		個	組	個
二五	五	一一〇		一一九	八〇	〇	一九九	七		〇	〇	〇
三三	〇	四八四	五〇	〇	四	一六八	一四三	五		〇	〇	一
三〇		六五	〇	〇	三八	〇	二六	四		一三	四	〇

海軍

(英波野紙乙)

防 濤 用	洋	・竹竿用二三疋	柔軟綱線索	・	・	・	・	・	・	・	鐵	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
鍾五疋	標二五疋	長三〇〇米 三〇〇米	・	五〇〇米耗	二〇八米耗	一〇〇〇米耗	一五〇〇米耗	一五〇〇米耗	五〇〇米耗	一五〇〇米耗	二五〇〇米耗	架六一八疋	一〇一三疋	一四耗							
個	・	條	條	・	・	・	・	・	・	・	個	個	・	・	・	・	・	・	・	・	・
一五六	一〇七	三〇	一五〇	一五	三七	三六〇	一〇	三三〇	三三三三	二六〇〇	三三三三	二六〇〇	二〇五五								
〇	七三三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四一〇	三七九八	二〇〇								
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(美濃野紙乙)

海  
軍

洋	ハ	防	弓	各	機	各	索	・	鐵	鋪	・	鐵
標二〇〇斤	ト型鏈	濬網用鋪五〇斤	型	種鐵架	圖型索止大	種索止	止 一〇一ニ耗 九三派備用	六十八耗	架一〇一六耗	鐵架 二五耗	一八耗	架一六耗
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	個
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一、三〇五	二、三八〇	一、六九三	三九	一七一	九八四
九六	六	四	二四四	二五〇〇〇	九三四	一三八五〇	〇	〇	〇	〇	二八	〇
二四	〇	〇	〇	五〇〇	〇	五〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

海軍

(英漢野紙乙)

洋	標一〇〇疋	個	〇	〇	〇	〇
・	一〇〇疋	・	〇	〇	〇	〇
・	六〇疋	・	〇	〇	一〇五	〇
・	三〇疋	・	〇	〇	〇	〇
鐵	鎖	米	〇	一〇三〇	〇	〇
・	一〇疋	條	〇	三三一	九	〇
・	八疋	・	〇	七七	〇	〇
・	五疋	・	〇	七七	〇	〇
柔軟鋼線索	一二疋	米	〇	二一〇五〇	〇	〇
・	一〇疋	・	〇	二一四〇〇	〇	〇
・	九疋	・	〇	二一〇〇〇	〇	〇
・	五・八疋	・	〇	一五〇〇〇	〇	〇
鐵	量三〇〇疋	個	〇	〇	一〇	〇

海軍

(英訳野紙乙)

海軍

五耗務用船線索 1000米	鎖 鎖	鏈 量 100斤
	條	個
0	0	0
0	0	0
四	一八二	八
(終)		

(美濃野紙乙)